

長門市監査公表第1号

令和3年（2021年）2月1日付け長監査委第31号の定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月27日

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 岩藤 睦子

長 企 総 行 第 1 5 4 号  
令和 3 年（2021 年）8 月 27 日

長門市監査委員 様

長門市長 江 原 達 也

令和 2 年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 3 年（2021 年）2 月 1 日付け長監査委第 31 号により提出のありました定期監査結果報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により通知します。

■ 定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 観光政策課</p> <p>湯本温泉配湯施設維持管理業務については、平成 31 年 4 月 1 日に同日から平成 32 年 3 月 31 日までを業務期間として年間の委託契約を締結している。</p> <p>支払いについては、4 月分から 9 月分までをまとめて 10 月に支払っている。</p> <p>については、関係法令等を遵守し適正な処理を行うよう留意改善されたい。</p>	<p>(1) 観光政策課</p> <p>課内会議において関係法令及び契約に定めた支払時期に基づき適正に処理するよう、課内全体に周知徹底を図ったところである。</p>
<p>2 延滞金の支払いについて</p> <p>(1) 観光政策課</p> <p>湯本温泉事業特別会計において、配湯施設ボイラーに係る通信料として株式会社 N T T ドコモ（以下「ドコモ」という。）とボイラー緊急通報装置通信契約を締結しており、通信利用月の翌月にドコモからの請求に基づき支払いを行うこととなっている。</p> <p>しかし、令和元年 8 月利用分及び同年 9 月利用分について、支払い事務の遅延によりドコモから遅延利息が請求され、延滞金を支払っている。</p> <p>複数月で当該事案が発生をしていることから、内部統制が十分機能していないと認められるので、留意改善されたい。</p>	<p>(1) 観光政策課</p> <p>課内会議において、事務に遺漏がないよう、課内全体に周知徹底を図ったところである。</p> <p>また、本件は定期的な支払いであることから、事務の照合表や予算整理簿により支払状況を確認し、支払遅延行為や支払漏れがないよう課全体でチェックする体制の強化を図った。</p>
<p>3 収入及び支出事務について</p> <p>(1) 観光政策課</p> <p>平成 30 年度千畳敷特産品販売所及び野営場の運営管理業務につい</p>	<p>(1) 観光政策課</p> <p>課内会議において、事務に遺漏がないよう、課内全体に周知徹底を図</p>

ては、平成 30 年 4 月 1 日に業務委託契約を締結し、運営管理費として年額 120,000 円の委託料を支払う旨の契約が締結されている。この業務委託契約は、令和元年度も同様の内容で契約が締結されている。

また、この業務委託契約において、電気料、水道料、電話料及び浄化槽維持管理費については、受託者が負担（以下「受託者負担金」という。）することとなっており、また、委託料の支払については、前期分は 10 月末までに、後期分は 3 月末までに、支払うこととなっている。

しかし、平成 30 年度後期分の 60,000 円の支払いが行われていなかった。

このため、平成 30 年度の後期分 60,000 円の支払いを令和元年度に過年度処理をするにあたり、令和元年度 3 月分の受託者負担金と相殺していた。

については、適時、適切な収入及び支出手続きを行うよう留意改善されたい。

ったところである。特に、相殺する場合には、総計予算主義の原則に則り、財務規則に基づいた適正な収入及び支出手続きを行うよう指導したところである。

また、支出漏れのないよう事務の照合表や予算整理簿により支払状況を確認し、支払遅延行為や支払漏れがないよう課全体でチェックする体制の強化を図った。

加えて、会計管理者においては、出納整理期間中に、組織内ネットワークを通じて全庁的に支払漏れ等事務に遺漏がないよう注意喚起を行うとともに、未処理の債権の報告を各課等に求め、これの徹底を図った。

#### 4 支出事務について

##### (1) 総務課、税務課、観光政策課

支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手方から適法な支払請求書を受領して 30 日以内（工事代金は 40 日以内）、定めていない契約においては、15 日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。

しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを

##### (1) 総務課、税務課、観光政策課

支払時期の遅延については、チェック体制の構築などの取組により件数が減少しているところであるが、未だに事案が生じているため、請求書を受領した場合は、速やかに処理するよう係員等に対して指導するとともに、決裁中に該当事案を発見した場合には、その都度注意するなど、課内職員の意識改善を図った。

また、定期的に支払うものについては、事務の照合表や予算整理簿により支払状況を確認し、支払遅延行為や支払漏れがないよう課全体でチ

行っていたものがあった。

支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。

チェックする体制の更なる強化を図った。

会計管理者においては、組織内ネットワークを活用して会計事務における留意事項について、全庁的に周知徹底を図るとともに、ネットワークトップ画面において法律上の支払期限を表示させるなど職員の意識改善を図ったところである。